

○厚生労働省告示第百六十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第六条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

495 質量分析装置